

令和2年3月2日

各指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

徳島市保健福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への
対応方針について（通知）

日ごろから徳島市介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染症防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染の拡大が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いします。

【サービス担当者会議】

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メール・FAX等での照会により意見を求めることができますものとし、その場合は、本市条例に基き、その内容を記録し、5年間保存することになります。

また、利用者の状況に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。

なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、アルコール消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

【モニタリング】

モニタリングの実施については、感染拡大防止の観点から利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合も、本市条例に基き、その内容の記録を5年間保存することになります。

なお、必要と認め利用者の居宅を訪問する場合には、感染防止を徹底したうえでご対応くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルスに関する情報については、徳島市ホームページに掲載しています。

トップページ>保健・福祉>事業者向け>居宅介護支援事業事業者向け情報

「介護サービス事業者へのお知らせ（随時更新）」

担当：徳島市保健福祉部介護保険課

管理係：石川

電話：088-621-5587